

小糸グループ人権方針

小糸グループは、「光」をテーマとして顧客のニーズを創造し、社会の進歩発展に貢献するとともに、株主・顧客・従業員・取引先等すべてのステークホルダーとの共存共栄を図ることを経営の基本方針とした「小糸グループ行動憲章」を定めています。本憲章に従い、企業に求められる国内外のあらゆる法令、国際ルール、及びその精神はもとより、企業倫理に沿った企業行動を実施しております。

さらに、社会の持続的な成長に向け、事業活動を通じた社会的課題の解決を図るとともに、社会的責任を果たして参ります。

小糸グループ人権方針（以下、「本方針」といいます）は、社外専門家の助言のもと社内横断組織による方針案の作成の後、取締役会の承認を受け策定されました。

本方針は、小糸グループ行動憲章に基づき、人権に関する最上位の方針として位置付けます。

1. 人権尊重へのコミットメント

小糸グループは、すべての人々の人権を尊重します。また、自らの事業活動が、潜在的にあるいは実際に人権への影響を及ぼす可能性があることを理解した上で、他者の人権を侵害しないよう最大限に配慮し、自らの事業活動上生じる人権への負の影響に対処していきます。

小糸グループは、「国際人権章典」及び「労働における基本的原則及び権利に関する国際労働機関（ILO）宣言」などに規定されている国際的に認められた人権（結社の自由及び団体交渉権の保障、あらゆる形態の強制労働の禁止、児童労働の実効的な廃止、雇用及び職業における差別やハラスメントの排除、安全で健康的な労働環境の整備、最低賃金や生活賃金以上の賃金支払いの保障等）を尊重し、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」を支持し、実践に向けて取り組みます。

また小糸グループは、事業活動を行う国や地域の法令を遵守します。当該国や地域の法令と国際的に認められた人権の間に矛盾がある場合、法令を遵守しつつ国際的に認められた人権を最大限尊重する方法を追求していきます。

2. 適用範囲

本方針は、小糸グループ（株式会社小糸製作所及びその連結子会社）のすべての役員と従業員に適用されます。

また、すべてのビジネスパートナーの皆様にも、本方針を理解し、支持していただくことを期待します。

3. 優先課題

小糸グループは、以下の人権課題を優先課題であると認識しています。

労働安全衛生

すべての労働者等の安全を確保し、心身ともに良好な状態で働ける職場環境を整備します。

労働時間

労働者の労働時間を適切に管理し、過剰・不当な労働時間とならないようにします。

また、ビジネスパートナーの労働者の労働時間に対しても、可能な限りの配慮を行います。

ハラスメント

ハラスメントをはじめとする労働者等の心身の安全を妨げるような不当な言動や指導を認めません。

最終利用者の安全

製品やサービスの安全性確保を行い、最終利用者の方が安全・安心に利用できる商品の供給に努めます。

紛争地域からの調達

紛争地域における人権侵害に加担しないよう、サプライチェーンの透明性を確保し、責任ある調達を徹底します。

また、必要に応じてビジネスパートナーの皆様にも同様の配慮と協力を求めます。

4. 人権デュー・ディリジェンス

小糸グループは、自らの事業活動上生じる人権への負の影響を特定、評価、予防、軽減するための一連の仕組み(人権デュー・ディリジェンス)を構築し、これを継続的に実施します。

5. 是正・救済

小糸グループは、人権に対する負の影響を引き起こした、または助長したことが明らかになった場合、適切な手続きを通じて、その是正に取り組みます。

また小糸グループでは、人権に対する負の影響について適切な救済が可能となるよう、グループ内外のステークホルダーがアクセスすることのできる通報窓口を設置しています。通報があった際には、通報者に不利益が生じないような対応を行います。

6. 教育

小糸グループは、本方針を従業員・役員一人ひとりへ周知し、実践できるようにするために、適切な教育を行います。

7. 情報開示

小糸グループは、公式ホームページやその他のコミュニケーション手段を通じて、人権に関する取り組みの進捗状況を適切かつ公正に開示します。

8. ステークホルダーとの対話・協議

小糸グループは、自らの事業活動上生じる人権への負の影響を特定、評価、予防、軽減するために、専門家の意見も踏まえながら、関連するステークホルダーと建設的な対話や協議を行っていきます。

策定日：2024年5月29日

改訂日：2026年6月26日

株式会社小糸製作所

代表取締役社長

加藤充明